

各 位

千葉県税理士会

11月1日以降の本会事務局執務体制について

新型コロナウイルス感染症拡大抑制措置として、11月1日から11月30日までの間、
執務体制は、下記のとおりとなります。

なお、12月1日以降については状況により執務体制の見直しがあることを申し添えます。

ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

【執務時間】

午前10時から午後4時までとし、電話対応・窓口業務も同様とします。

以上